

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 香川県仲多度郡多度津町桜川二丁目1番94号
氏名 多度津運送株式会社
代表取締役 岩岡 一司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日
許可の有効年月日

令和 元年 8月13日
令和 6年 8月12日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え又は保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)**及び**陶磁器くず**」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、**鉋さい**(水銀含有ばいじん等を含む。)、**がれき類**(石綿含有産業廃棄物を含む。)、**ばいじん**(水銀含有ばいじん等を含む。)

以上15種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○当初許可	平成16年	8月13日
○更新許可	平成21年	8月13日
○代表者変更(旧:岩本 博光)	平成24年	6月14日
○更新許可	平成26年	8月13日
○代表者変更(旧:篠原 寛二)	平成29年	6月26日
○代表者変更(旧:戸田 治郎)	令和 元年	6月24日
○更新許可	令和 元年	8月13日

(裏面へ続く)

(裏 面)

○変 更 許 可 (廃油、廃プラスチック類 以上2種類の追加)	令和 3年 1月25日
○変 更 許 可 (汚泥、木くず 以上2種類の追加)	令和 4年 5月10日
○本店所在地変更 (旧: 香川県仲多度郡多度津町桜川二丁目1番97号)	令和 6年 4月 1日
○変 更 許 可	令和 6年 5月 9日

(燃え殻 (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)、廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、繊維くず、ゴムくず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず」 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉋さい (水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む。)) 以上 13 種類の追加)

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 ・ ☒

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ ☒